クスリのアオキギフトカード法定表示事項・約款 新旧対照表

2021 年 8 月 2 日改定

新(改定後)	旧(改定前)
■利用者資金の保全方法について/前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日時点の未使用残高の半額以下の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが 義務付けられております。万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。 ● 当社の利用者資金の保全方法/発行保証金保全契約 ● 当社の発行保証金保全契約締結金融機関/株式会社三菱 UFJ 銀行	(新設)
第9条(紛失及び不正使用等への対応)	第 9 条(再発行等)
3. 当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大(二次被害)を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。	(新設)
附則 本約款は、2021 年 8 月 2 日から適用します。	附則 本約款は、2021年3月21日から適用します。
2021年8月2日改定	2021年3月21日改定